

(仮称) 厚木市健康づくり推進条例について

1 条例に規定する内容

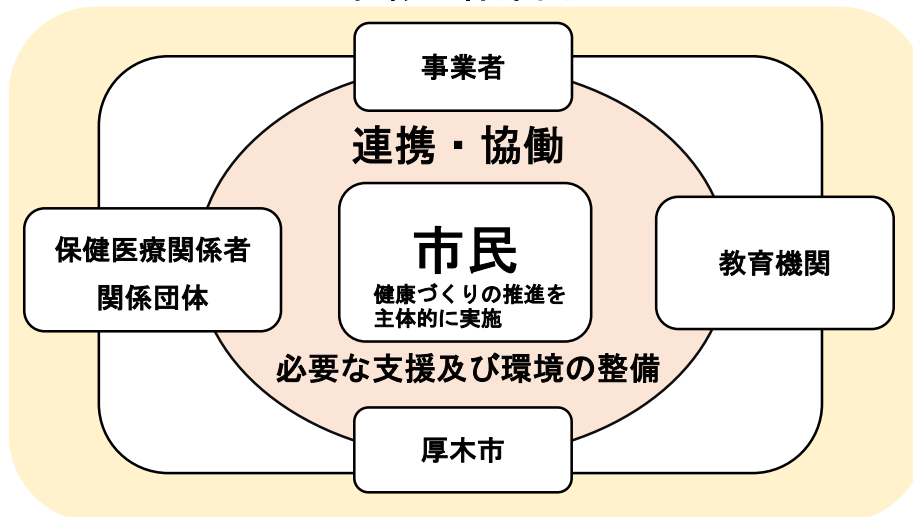
(1) 目的、基本理念を規定

健康づくりに関する本市の基本的な理念や原則などを定め、全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すための将来に亘る礎とします。

(2) 多様な主体の役割の明確化

市の責務をはじめ、市民、事業者、保健医療関係者、教育機関などの役割を明確化することにより、各主体の積極的な連携・協働を促進し、多様な主体による健康づくりの体制を構築します。

組織・体系図



(3) 健康づくりの推進に関する基本的施策の明記

栄養や食生活、こころや休養に関する施策をはじめとした心身の健康づくりの推進を図るための基本的施策を明記します。

《主な基本的な施策》

- ・ 栄養及び食生活に関する施策
- ・ 身体活動及び運動に関する施策
- ・ 休養及びこころの健康に関する施策
- ・ 歯及び口腔の健康に関する施策
- ・ 生活習慣病の重症化予防に関する施策

(4) 健康づくりに関する推進体制の整備

健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、計画の策定等に関する事項を明記します。

2 条例の構成について

○目的

本条例の目的が、市民が生涯にわたり心豊かに健やかに暮らし続けることができる社会の実現に寄与することであることを定めます。
また、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務や市民、事業者、保健医療関係者の役割を明らかにすることを定めます。

○定義

本条例において、次に掲げる用語の意義を定めます。

- ・市民、事業者、保健医療関係者、関係団体、教育機関等

○基本理念

健康づくりを推進する上での基本となる共通の考え方を定めます。

- ・市民一人一人が健康づくりへの関心を持って理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- ・市、関係団体等は、市民が継続的に健康づくりに取り組めるよう相互に連携し、必要な支援・社会環境の整備に努めること。

○各主体の役割

健康づくりを推進する上で、市の責務や市民、事業者、保健医療関係者、関係団体、教育機関の役割について定めます。

○健康づくりの推進に関する基本的施策

健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施することを定めます。

◆心身の健康づくりの推進に関する基本的施策

- ・栄養及び食生活、身体活動及び運動、休養及びこころの健康、生活習慣病の重症化予防等に関する施策

◆歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策

- ・むし歯、歯周病その他の歯科疾患の予防、オーラルフレイル対策、口腔がん対策等に関する施策

○推進体制の整備

健康づくりの推進に関する計画の策定及び計画における健康づくりの推進に関する基本方針及び目標を定めます。

3 制定スケジュール（予定）

時期	内容
令和8年 1月～3月	条例骨子案検討、 保健医療関係団体・健康食育推進協議会意見聴取
4月～6月	意見交換会
	厚木市健康食育推進協議会（諮問・答申）
8月	パブリックコメント
12月	12月議会案件提出
令和9年 1月～3月	条例施行に向けた準備、周知（市民、関係団体周知）
4月	条例施行